

指定申請等に係る提出書類早見表(水道法に基づく届出の区分)

届出内容		提出書類	指定申請書	機械器具調書	誓約書・暴力団排除に関する誓約書	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記簿謄本	定款又は寄付行為の写し	住民票	主任技術者免状又は主任技術者証の写し	提出期限等
指定申請 (法人)	(法25条の2)		○	○	○				○	○			
" (個人)	(施行規則18~20条)		○	○	○						○		
指定更新 (法人)	(法25条の3の2)		○	○	○				○	○		○	磐田市が指定する受付期間内・注)2
" (個人)	※上記規定準用		○	○	○						○	○	
主任技術者の選任	(法25条の4)					○						○	遅滞なく注)1
主任技術者の解任	(施行規則21、22条)					○							
変更等	氏名又は名称 (法人)				○		○		○	○			変更のあった日又は廃止・休止した日から30日以内
	" (個人)						○				○		
	法人の代表者				○		○		○	○			
	住所 (法人)						○		○	○			
	" (個人)						○				○		
	法人の役員氏名				○		○		○				
	事業所の名称、所在地						○						
	廃止・休止								○				
再開								○				再開日から10日以内	

○: 提出するもの

注) 1 指定を受けたときは、指定の日から2週間以内、給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内。※書類等を提出する場合は、給水担当に再確認してください。

注) 2 更新時における確認事項4項目(水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条で定めた運営基準)

確認事項① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

確認事項② 指定給水装置工事事業者の業務内容

確認事項③ 給水装置工事主任技術者等の研修状況

確認事項④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

★ 新規指定申請の場合、連絡先の電話番号・担当者のわかるもの(名刺等)をご用意ください。

★ 新規指定手数料:10,000円・更新手数料:10,000円 (手数料納付書は、当課窓口でもお支払い出来ます)

★ 誓約書・暴力団排除に関する誓約書には代表者の押印をお願いします。

組織変更又は合併の場合の届出等

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人	廃止と指定申請(法人)	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止と指定申請(個人)	
法人	個人化	法人⇒個人	廃止と指定申請(個人)	
	組織変更	合同会社・合名会社・合資会社⇒株式会社	廃止と指定申請(法人)	
		有限会社⇒株式会社	指定事項変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更	指定事項変更届	
	合併	指定業者Aと指定業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは、指定事項変更届 Bは、廃止届
			新指定業者C設立(新設合併)	A、B共に廃止届 Cは、指定申請
会社Aと指定業者Bが合併		Aが指定業者Bを吸収合併	Aは、指定申請 Bは、廃止届	
		新指定業者C設立(新設合併)	Bは、廃止届 Cは、指定申請	

※合併による新会社設立は、新規指定申請とする。

※この表は一例を示したものである。届出方法は給水担当に確認してください。

磐田市上下水道総務課